

タイトル	『宝物集』における天皇
著者	伊藤，翔太；ITO, Shota
引用	年報新人文文学(21)：46-76
発行日	2024-12-25

『宝物集』における天皇

伊藤 翔太

はじめに

『宝物集』は作者の平康頼が「鹿ヶ谷の謀議」に参加した罪で流罪となった後、流刑地であった鬼界が島から京に帰洛したという治承三（一一七九）年以降数年間の成立とされている。

内容は、人間にとってこの世における最勝の宝は仏法であるとし、苦の世界である六道から脱け出して成仏すべきであるということを、様々な例証や和歌を利用して示していくものとなっている。

『宝物集』では天皇に関する様々なエピソードも例証として使用されている。筆者が数える限りでは、

○○天皇のほか、帝（御門）・院・法皇などの語も合わせると、作品内に天皇の語は一○○カ所ほどみられる。本稿では『宝物集』において天皇がどのように語られているか、ということを考えてみたい。

なお『宝物集』には内容の異なる伝本が多く存在しているが、小泉弘氏の伝本研究⁽¹⁾を承けた山田昭全氏によれば、康頼は「最初に一卷本を書き、次に大幅な増補を加えて片假名古活字三卷本」を書き、「さらに例証歌の補充整備を中心とする第二次増訂を行って第二種七卷本」を作ったとする⁽²⁾。本稿では特に断らない限り、第二種七卷本系の吉川康雄氏蔵本を底本とする新日本古典文学大系本⁽³⁾を使用して検討を進め、他の諸本⁽⁴⁾は必要に応じて使用していきたい。

はじめに、『宝物集』における天皇を検討する意義に関して、一二世紀に成立した作品ということと、作者康頼の特性について述べておきたい。

まず一二世紀という時代であるが、この時期に天皇に関する言説の新たな展開がみられている。吉原浩人氏は院政期往生伝において天皇の伝が収載された意義について検討され、次のように述べている。

撰関期すなわち『日本往生極楽記』の時代においては、天皇も人界の一員であり、輪廻転生する存在であるとはつきり述べることは、タブーであった。初めて天皇を往生伝に登載することによってその禁忌を破り、天皇をも輪廻転生の枠の中においてとらえたのが大江匡房なのである。（中略）罪障の有無までも論じられるということは、裏返せば往生できない天皇も存在するということである。これは、「現人神」として全く別の論理体系の中にあつた天皇が、完全に仏教的世界観の体系に組み込まれたこと意味し、院政期に天皇観そのものが大きく変貌したと軌を一にする⁽⁵⁾。

吉原氏は大江匡房が『続本朝往生伝』(一一〇一〜一一一一年成立)において、一条天皇と後三条天皇伝を登載し、両天皇の往生を明確に記述して天皇を輪廻転生の枠の中であらえたことの意義について、「現人神」として全く別の論理体系の中にあつた天皇が、完全に仏教的世界観の体系に組み込まれたこと意味」するものとしている。そして、天皇が仏教的世界観に組み込まれたことは、「院政期に天皇観そのものが大きく変貌した」と軌を一にする「現象である」とされた。

匡房以降も往生伝類には、三善為康の『後拾遺往生伝』(一一三七〜一一三九年成立)において、下巻の冒頭に清和天皇伝が収録され、蓮禪の『三外往生記』(一一三九年以降の成立)には、白河上皇が死後に生前の善悪二業が同量だったために次の生所が定まらないとの記述がある(源雅俊伝)。一二世紀は天皇の往生が論じられる時代であつたといえよう。

さらに天皇と輪廻転生ということでは、一二世紀は天皇の前世についても語られる時代であつた(6)。匡房の『江談抄』(一一〇四〜一一〇八年頃成立)には、清和天皇の前世が内供奉十禪師職を望んだが伴善男に任命を阻まれた僧だつたとする説話が載っており、後述のように『宝物集』にも採られている。また、『扶桑略記』(一一〇九四年以降の成立)や『東大寺要録』(一一〇六年成立)には、聖武天皇の前世を震旦の流沙の船師とする説話が存在する。

このように、吉原氏が指摘した天皇が往生伝へ記載されることや天皇の前世説話がみられることを併せて考えるならば、確かに一二世紀は天皇観の変化によつて天皇が仏教的世界観に組み込まれた時代であるといえよう。こうした天皇観の変化がみられる一二世紀の末に成立した『宝物集』において、天皇がどのように語られているのかを検討することは、当時の天皇観を考えるうえでも意味のある作業にな

ると考える。

もう一つ、著者の康頼について少し述べておきたい⁽⁷⁾。

康頼の出自は不明な点が多いが、建武四（一三三七）年成立の『勅撰作者部類』によれば、康頼の父は中原顕季だという。中原氏は太政官の外記を世襲し、明経博士・直講・助教に任じられる者が多い学問の家柄とされる⁽⁸⁾。この中原氏出身説は、他の史料で傍証できるものではないため確定し難いが、『宝物集』において多様な資料を用い、それらを適宜『宝物集』の筋書きに合うように切り継ぎ・縮小をしている⁽⁹⁾。ことを考えれば、学問の家系とされる中原氏出身でなくとも、康頼は相当の学識ある人物であつたといえよう。

官人としての康頼は、仁安三（一一六八）年に左衛門尉となり、承安四（一一七四）年には檢非違使を兼官した。また、後白河上皇の近臣としても活動していたとされる。しかし安元三（一一七七）年の六月の「鹿ヶ谷の謀議」に参加した罪で流罪となり、『平家物語』によれば配所に赴く途中に周防の室積で出家し、法名を性照としたという。その後、赦免されて治承三年の春に帰洛したとされ、これ以降の数年間に『宝物集』が成立する。

康頼は官人として朝廷に仕え、院近臣としても活動し、さらには多様な資料を利用して『宝物集』を形成できるほどの学識を有する人物であつた。そして、流罪となり出家した後、『宝物集』を成立させた。こうした作者の特性から、『宝物集』における天皇について検討することで、一二世紀後半の知識人貴族が有する天皇観を知ることができると思われる。

一 『宝物集』の国王観

『宝物集』における天皇をとりあげる前に、本章では『宝物集』の基本的な国王観について検討してみたい。

『宝物集』は、この世の人間にとって仏法こそが最勝の宝である、ということを様々な例証や和歌を用いて読者に示す内容となっている。そのため、天皇を含む国王に関する説話も基本的にはこうした『宝物集』の筋書きに合うように利用されているといえよう。

新日本古典文学大系の小見出し目次を参考に、『宝物集』の構成の項目を示すと次のようになる。

- (一) 鬼界が島から帰ってきた隠士 (巻一)
- (二) 嵯峨清涼寺釈迦堂参詣の道行 (巻一)
- (三) 釈迦像の由来 (巻一)
- (四) この世における宝物は何かという議論 (巻一)
- (五) 仏法こそが宝であるという論証 (巻二)
- (六) 六道とその苦の諸相 (巻二～三)
- (七) 成仏のための十二門開示 (巻四～七)

このように『宝物集』は、鬼界が島から帰洛した男による清凉寺釈迦堂の参詣に舞台が設定され（一）（二）、参詣者たちによってこの世における宝とは何かという議論が交わされる（四）。その後「声少しなまりたる」法師によって、仏法こそが最勝の宝であることが論じられ（五）、六道の苦の諸相や成仏のための十二の道が説かれる（六）（七）構成となっている。

仏法の価値を説き、成仏のための道を示していく筋書きであるため、『宝物集』の本題は（五）以降に始まると考えるが、（五）の冒頭に「普安王のさとし」の話を置いていることに注目したい。その内容は次のようなものである。

昔、天竺に普安王という国王がいた。また、普安王の国の周辺にも四人の国王がいたが、彼らは慙愧の心が無く、普安王はそれを悲しんでおり一策を講じることにした。

普安王は四人の国王を招いて宴を催し、物語のついでに四人に「どのようなことを好ましく思うか」という質問をする。すると四人は、「常に国王として人々に仰がれること」、「常に父母六親に添うこと」、「常に美しい人に対面して遊び戯れること」、「常に春の野に出て小松を引き花を見ること」とそれぞれ答えた。

そして四人の国王は普安王に同じく「どのようなことを好ましく思うか」と質問を返す。すると普安王は次のように答えた。

つねに十善の位にありて、たのしむはめでたけれども、妻子珍宝及び王位、後世まで身につく事にあらず。つねに父母六親にそはばやおもへば、孝養のこゝろざしふかけけれども、生死無常心にか

なふべからず。つねに形よきものにむつれたはぶるゝはよけれども、つゐには病のためにくづをれ、老のためにやつさる。つねに春の野に出て、花にたはぶれ、霞にうそぶくはおもしろけれども、春をとゞむるにとゞまらず。花をおしむにおしまれず。一旦の興に侍るべし。我、生々世々の宝となるゆへに、仏法と申物ぞ、このもしく侍る。

ここで普安王は、四人の国王が現世における楽しみを語ったことに對し、国王として現世の樂を享受するのは立派なことであるが、妻子・珍宝・王位は後世まで身についているものではないため、永遠の宝となる仏法こそ好ましく思うと語った。これを聴いた四人は普安王に歸して仏のもとへ向かったという。この普安王のことばに『宝物集』の基本的な国王觀が示されていると考える。それは、前世に十善を守った功德によつて生まれる国王だとしても、あくまで現世のはかない存在であり、仏法に歸依して成仏を目指すべきである、というものである。

ちなみに、この普安王説話の後には、仏法には遭ひ難いことを語り、その後諸法空・諸行無常について語る部分が続くのであるが、そこでは、

蜚蜚のあだなる命也。無常なりと觀ぜよ。渴鹿のあだなる命也。是生滅法とおもへ。出る息入息をまたず。石火の光のうちにいくばくたのしみかあらむ。昔のたのしみは今はなし。今の榮、後に有べからず。金輪聖王の位を経し事、いくばくぞ。

として、仏教の理想的帝王である金輪聖王であっても、あくまで現世におけるはかない地位にすぎないとされ、普安王説話の国王観に通ずる記述といえよう。

これらの国王観が語られる説話が、先の構成に示した(五)の冒頭やそれに続く部分に置かれていることを考えれば、『宝物集』における天皇の記述を分析する際には普安王説話にみられる国王観を念頭に置く必要があると考える。

次章以降、ここで確認した国王観を念頭に置きつつ、『宝物集』の天皇について検討していきたい。

二 六道部における天皇

『宝物集』では釈迦堂における宝の議論に居合わせた法師によつて、人間にとつて最勝の宝が仏法であるとされ、六道とその苦の諸相が語られて成仏するべきことが論じられていく。

『宝物集』では六道について論じる部分において、様々な苦の例証として天皇に関するエピソードが利用されていることがみられるため、本章ではそれらの天皇の記述について検討していく。

①地獄道部における天皇

地獄について説く部分(巻二)では、醍醐天皇と白河法皇の説話が語られている。

醍醐天皇の説話は、金峯山の修行僧日蔵が地獄で醍醐天皇に会ったというものである。

金峯山の日藏上人は、無言斷食にて行じけるほどに、秘密瑜伽の鈴をにぎりながら死に侍りける。地獄にして延喜の聖主にあひ奉る。御門、上人を見給ひてのたまはく、「地獄に来るもの、ふたゝび人間に帰る事なし。汝はよみがへるべきものなり。我、父寛平法皇のために不孝なりき。また、無実をもつて菅原右大臣を流罪したりき。この罪科によりて、今地獄に落て苦患をうく。かならず皇子にかたりて苦患をとぶらふべし」と仰事ありければ、かしこまりてうけ給ければ、「冥途にば罪なきをもつてあるじとす。上人われをうやまふ事なかれ」と仰られけるこそかなしく侍りつれ。

醍醐天皇の墮地獄説話は、すでに一〇世紀半ばの『道賢上人冥途記』（『扶桑略記』天慶四（九四一）年三月条所引）と『日藏夢記』において登場していたものであるが、『道賢上人冥途記』には「冥途には罪なきをもつてあるじとす。上人われをうやまふ事なかれ」にあたる部分が存在せず、『日藏夢記』には「不_レ可_レ敬、冥途無_レ罪為_レ王、不_レ論_二貴賤_一」とあることから、『宝物集』の醍醐の墮地獄説話は後者の記述に拠ったものと考えられる。

『宝物集』ではこの後に『俊頼髓腦』を出典とする歌を載せ、次のように述べる。

高丘親王

いふならく奈落の中に入りぬれば刹利も首陀もかはらざりけり

この歌こそおもひあはせられてあはれに侍つれ。

ここまでが『宝物集』において醍醐天皇の墮地獄を語る部分⁽¹⁰⁾といえよう。醍醐の「冥途には罪なきをもつてあるじとす。上人われをうやまふ事なかれ」ということばと、高丘親王の「地獄に入ったならば身分の上下は関係なく苦をうける」という意味の歌を併せて示すことで、誰にも容赦はない地獄の苦の恐ろしさを強調しているのではないだろうか。

そして、地獄の語りは次の白河法皇に関する記述を含む話で締められている。

ちかくは、よみがへりの若狭守国忠も、かやうの物がたりし侍りけり。

「右衛門権介重高（号二条衛門介）、地獄にして冥官にまじりて居たりけるが、国忠を見て、座を立て、かたらひむつびていふ、『白河の法皇の、功德も大に、罪も大にて、いまだ生所もさだまり給はぬを見奉れ』とて見せたり」とぞかたりける。

すなわち、「若狭守国忠」が地獄の冥官にまじっていた藤原重隆から、「白河法皇は生前に功德も大いに、罪も大いに作つたために生まれ変わる場所が定まっていらいっしやらないのを拝見してください」と語られ、白河の様子を見せられたとする話である。

この説話が地獄の語りの最後にあり、死後の白河のことを語っているのが地獄の「冥官」となっていた重隆だったということを考えると、『宝物集』は白河も先の醍醐と同様に地獄に堕ちて苦しむ可能性があったと考えているのではないだろうか。片仮名古活字三卷本⁽¹¹⁾（以下三卷本）の上巻では「とぞかたりける」の後に、「返々モ地獄ハイトヒ侍ルベキ物也」とある。

また、出典と考えられる『三外往生記』の源雅俊伝には、「太上法皇去年帰泉。以来生所未定。善悪二業同分難量之故也。善業者引善趣。悪業者引悪趣」とあり、もし悪業の量が善業の量を上回っていた場合は、白河は悪趣に堕ちることになるのであろう。

地獄の語りの部分においては醍醐と白河の説話があり、醍醐は地獄に堕ちた天皇として、白河は地獄に堕ちる可能性があった天皇としてそれぞれ語られていた。醍醐の「冥途には罪なきをもつてあるじとす。上人われをうやまふ事なかれ」ということはや、高丘親王の「いふならく奈落の中に入りぬれば刹利も首陀もかはらざりけり」という歌がみられることから、『宝物集』では前世における十善の功德がある天皇であっても、現世で罪を作れば他の衆生と同様に地獄に堕ちる存在としているといえよう。

②人道部における天皇

人道部では、生老病死の四苦と怨憎会苦（巻二）・愛別離苦・求不得苦・五盛陰苦（巻三）について述べられていく。

四苦では、病苦の部分で病に苦しんだ者の例を挙げていく先頭に、

病はまことにたえがたく、かなしき事にてぞ侍なり。国王大臣にもところををきたてまつらず。
とをき国を申に及ばず。冷泉院・三条院などの、十善の位をさらせ給ひしも、御悩めへところうけたまはりしか。

として、冷泉天皇と三条天皇の退位は病によるものだったことを述べる。病苦は高貴な「国王大臣」であつても関係なく悩まされるものであることを説いている。

次に死苦では、

ゑんま王の使は、高貴をもきはらず。無常の殺鬼は賢愚をもえらばず。堯帝・舜帝の賢主音にのみきこえ給ふ。延喜・天曆の聖の御門、かげをだにものこし給はず。三平・三道の臣、またかくのごとし。

として、理想的な治世を行ったとされる「聖の御門」たる村上天皇・醍醐天皇であっても、閻魔の使いや無常の殺鬼は容赦なく死をもたらし、死後にはその姿を少しも残さないとする。

また怨憎会苦では、他人を怨んだり、他人から怨まれたりした者の事例を語る部分で、

一条の摂政伊尹と朝成の中納言とは、藏人頭争ひに、中納言はおそろしきものになりて、一条殿の御族をばほろぼしたまふぞかし。

御孫花山院も、いまだ御歳十九と申しに、位をすてて修行に出おはしましにき

として、藤原朝成の祟りと花山天皇の退位を結びつける記述がある。

『栄花物語』や『大鏡』では、朝成は藤原行成などの藤原氏の伊尹の子孫に祟ったとするが、朝成の

崇りと伊尹の孫にあたる花山天皇（冷泉天皇と伊尹女懷子の所生）の退位を明確に結びつける記述はみられない。しかし『宝物集』では、朝成の崇りが花山の退位にも影響したとする。伊尹が朝成の怨みを得たために、後にその外孫の花山は若くして天皇の地位から降りることになったというのであろう。

他人を怨んだ・他人から怨まれた人物の事例の後は、怨んだ・怨まれたことで流された事例（藤原伊周・隆家兄弟、菅原道真など）が語られる。

その後には次のように、

これまでは命ながらふれば、又古郷へかへる事侍るめり。天竺・震旦・我朝おろく／＼申し侍るべし。
先、耳ちかき吾朝より申し侍らん。

として、次のように怨まれたことにより命を失うことになった者の事例を語っていく（¹²）。

上宮太子の御時、崇峻天皇、曾我大臣におかされ給ふ。

孝徳天皇の御代に、入鹿の臣・曾我の山田石川丸右大臣、二人ながら天智天皇に誅せられたてまつる。

大伴の王子は、天武天皇のいまだおほうみの王子と申ししおりころされたまふ。

左大臣長屋の王は聖武天皇にころされたまふ。

恵美押勝は高野の天皇にころされたてまつる。

伊与親王は平城天皇にころされ給ふ。

平城天皇は嵯峨の御門にまけ、御子真如親王は、春宮の位をおりて天竺へわたり、道にてうせたまひにき。

このように六世紀から九世紀の怨憎会苦によつて命を失うに至つた者の事例として、天皇が関係する事例が並べられている。

この後には一〇世紀の事例として、平将門や藤原純友などの武士の名がみられ、最後には、救世観音の垂迹である聖徳太子も物部守屋を討ち、第三地の菩薩である空海も守敏を調伏したことを語つて日本の事例を終えている。

怨みによつて命が失われることは、怨憎会苦による現象においては最も過酷なものといえよう。『宝物集』は怨憎会苦による死の事例で、天皇を武士や菩薩の垂迹とされる人間とともに語ること、いかなる人間であつても怨憎会苦から免れることはできないことを示していると考える。

三 十二門部における天皇

『宝物集』は二章で示した項目(一六)で六道について述べた後、「声少しなまりたる」法師が苦の世界である六道から「仏にならざらんかぎりは、いかでかはなれ侍るべき」として、巻四以降の項目(七)

で「仏になる道」の十二門について説いていく。

法師は項目（六）の末で、この後に詳細に説いていく「仏になる道」の十二門の概要を次のように語る。

第一には道心をおこして出家遁世し、

第二には深く三宝に信をいたし、

第三には如来の禁戒をかたくたもち、

第四にはもろくの行業をつみ、

第五には仏にならんと願をおこし、

第六には業障をさんげし、

第七にはもろくの施を行じ、

第八には観念をもつばらにし、

第九には善知識にあひ、

第十には臨終の悪念をとめ、

第十一には法花経をおこなひ、

第十二には弥陀仏を恭敬するなり。

これらの十二門部においても、天皇に関するエピソードが多く存在しているが、結論を先に述べれば、十二門部において天皇は、他の人間と同様に成仏のための十二門の道を行うべき存在とされており、輪

廻転生の世界に組み込まれていると考えられた。

そのため本章では、十二門部における天皇の前世・現世・来世に関する記述をとりあげて検討していきたい。

①天皇の前世について

十二門部では天皇の前世について語られていることがみられる。

十二門第三「持戒」(巻五)では、五戒の最後に不妄語が語られた後に次のような説話がある。

恵心院の源信僧都の、年のはじめには、かならず首楞嚴院の洞より出て、朝覲の行を見たまひければ、御妹に安養の尼と申ける人の、此事を怪しみて、「君は無極の道心の人なり。何の料に、年ごとに朝覲の行幸をみたまふぞ」と問ひたまひければ、「昔の戒力によりて、今、十善の位に生たまへるがなつかしさに、見たてまつる也。又、大臣公卿よりはじめて、あやしのからかさもてるものゝいたるまで、前世の戒力によりて差別あるを見るに、過去遠々の流転の観ぜらるゝなり」とぞたまひける。

天皇の行幸を見た源信が妹の安養の尼に、現世に「十善の位」、つまり天皇として生まれるのは前世の戒力によるとし、現世における身分の差は、前世に積んだ戒力の差に起因していると語ったという説話である。

この説話が不妄語の直後に置かれている意味は分かりにくい部分があるが、この説話の直前に「五戒の大意とす」とあり、説話内でも「戒力」について述べられていることから、おそらく持戒による功德の力を示す話として置かれていると思われる。二巻本『宝物集』では、この源信の説話の後に「今世後世のめでたき事は、ただ五戒をたもつに過ぎたる事なし」とある。

ここでは、天皇が過去遠々に流転してきたという点では、「大臣公卿」や「あやしのからかさもてるもの」と同じ輪廻の中の衆生とされているといえよう⁽¹³⁾。

しかし、「前世の戒力によりて差別ある」ともしており、前世の戒力が優れているという点では、他の人間から差別されているともみられる。

もう一つ天皇の前世については、十二門第十一「法華経」(巻七)に清和天皇の前世説話が存在する。

文徳天皇の御時、法花経三千部よみたる沙門、内供奉を申。大納言伴善男、是をうけずして申とめつ。沙門、惡念をおこして、「三千部の経を三つにわけて、一千部をもては難行苦行して、後世の資糧にせん」とちかひてうせが力をもては伴大納言を罰し、一千部が力にて難行苦行して、後世の資糧にせん」とちかひてうせぬ。願力たがふ事なし。清和天皇とむまれて、伴大納言を伊豆国へながしつかはす。

このように清和天皇の前世を「法花経三千部よみたる沙門」とする説話である。清和の前世とされる僧は「内供奉」に任じられることを望んだが、伴善男にその願望を阻まれたという。このことを怨んで「惡心」を發した僧は、『法華経』三千部を読んだ功德を三つに分け、そのうち一千部の功德によって天皇に

転生することを願ひ、その願に違ふことなく清和となつたとする。なおこの説話は、細部は多少異なる部分があるが『江談抄』にすでにみられているものである⁽¹⁴⁾。

この説話では、僧は「悪念」という一種の執着心を抱いたことをきっかけとして天皇に転生することを願つたとされている。僧であれば現世における執着心を無くして輪廻の世界から解脱すべきところを、『法華経』の功德を廻向してまで再び人間世界に生まれたのである。

これらの天皇の前世に関する記述からは、天皇が過去世の業によつて人間世界に生まれた存在として明確に位置づけられていることが分かる。

ただし、次節の検討に関連して、他の人間よりも前世の戒力が優れているという点で差別もされていることにも注意しておきたい。

②現世における天皇

前節では、十二門第三で源信の口から語られる天皇観について確認したが、そこで天皇は、大臣公卿以下の人間と同じく過去遠々に流転してきた存在とされながらも、最も優れた前世の戒力を持つ存在として差別されていることにも注目した。

この点に関係して、次の十二門第二「三宝」(巻四)にみられる説話を取り上げたい。その概要は次のようなものである。

後一条天皇の時代に行われた法成寺金堂供養の日に、とある河内国の聖人が上京して出席した。

聖人は関白藤原頼通が多くの官人らのほか、兄弟の公達以下の様々な人々に奉仕されている様子を見

て「一の人」こそが素晴らしいと感じた。

しかし、その後一條が鳳輦の御輿に乗り、左右の近衛の陣が引かれ、乱声の演奏とともに出御する様子を見て鳥肌が立ち、「公こそめでたき事なりけれ」と感じ、「うら山しく」もなった。

ところが後一條は御輿から降り、極楽のように荘嚴された堂の「金色の御仏」の前を両袖をかきあわせて畏まりながら通過した。これを見た聖人は最終的に仏こそが最も素晴らしいと思ったという。

そして、「はやく彼の聖人のおもひをなして、諸仏にたのみをかけ奉りて、仏道をねがひ給ふべき也」として、帰依仏を説く部分が締められる。

この話で河内国の聖人は最勝たる存在を、関白頼通↓後一條天皇↓仏の順で思いなおしていく。最終的には仏に帰依して成仏すべきことが説かれているのだが、当然ながら仏を除けば、最も「めでたき」存在は天皇ということになる。ちなみにこの河内国の聖人の説話は、『大鏡』にもみられるもので、そこでは関白頼通↓大殿道長↓天皇↓仏の順で聖人は最勝たる存在を思いなおしている。

前節の源信の説話と併せ、『宝物集』では天皇を現世では最も優れた存在としていると考えたい。

ただし、『宝物集』の筋書きにおいては当然ながら、こうした存在である天皇も十二門を實踐し成仏すべき存在として語られていると考えられる。

例えば、「道心をおこし、出家遁世して仏道をもとむ」べきことが説かれる十二門第一「道心」(巻四)では、日本の出家遁世した者の事例の先頭に、

寛平法皇、出家遁世して、所々に修行し給ひけり。(中略)

花山の法皇は、十善の位、万機の政をすてて、清涼紫宸の玉のすだれを出て、はるかに那智の山にこもり給ふ。

として、宇多法皇と花山法皇の事例を挙げる。

この説話の前には、天竺の事例として「十善の位」を捨てて仏道を求めた善無畏三蔵と「天竺の国王」の話、続いて仏法に帰依した震旦の国王の話があり、それらに続いて宇多と花山から始まる日本の出家遁世者の事例が語られている。両法皇の話は、日本の出家者の模範的事例の先頭に位置づけられていると考える。

この他にも、「もろくの行業をつみて仏になるべし」とし、「心ある人は皆、仏像をあらはし、堂をつくらぬやは侍る」として造仏・造寺の事例が語られる十二門第四「行業」では、東大寺建立説話の後に、「仏を申せば十六丈、金銅の盧舎那なり。これを宮みたまひけん、いかゞ行業とならず侍らん」とあり、聖武天皇の東大寺建立が成仏のための行業の例証とされている。

十二門部では、模範的な事例として天皇の事績が語られていることがみられるが、現世で最も優れた存在である天皇ですら成仏を目指していることとすることで、十二門を實踐して成仏すべきという『宝物集』の思想を強調する効果があったと推測しておきたい。

③天皇の罪業について

第二章で確認したように、『宝物集』ではすでに六道部の地獄について語る部分（巻二で醍醐天皇や

白河上皇の罪業が語られていたが、十二門部第六「懺悔」(巻六)にも、本節で確認するように醍醐天皇が自身の罪業を恐れているとみられる説話が存在している。

十二門第六では、人間の様々な行為や思いは悉く罪業となるとし、それらの往生の妨げとなる罪業を懺悔して成仏すべきことが説かれている。懺悔を説くために、『宝物集』は「刹利居士の懺悔」を利用しており、これは『観普賢菩薩行法経』にみられるもの¹⁵とされるが、『宝物集』では、正法による治国↓六斎日の不殺生↓深く因果を信じることの順で説かれることになる。

ここでは、正法による治国を説く部分で醍醐が「政すなほならざる」罪を恐れていることを確認したい。ただし、確認のためには、醍醐の説話に至るまでの筋書きを示す必要があると思われるので、多少長くなってしまうが、醍醐の説話に至るまでの大筋を示してから醍醐の説話をみていきたい。

まず、正法による治国については、「政、正法ならざれば、天下みだれぬ。天下みだれぬるは民の歎き、則、罪業なり」とし、正法によつて国を治めなければ結果として罪業となることが述べられる。そして、政を改めて正しく行うことは懺悔になるといい、中国の事例が語られていく。

中国の事例では、まず周の文王が太公望を得たことや殷の高宗が傳説をもとめて政をとらせたことなど、優秀な臣下を用いた国王の事例が語られる。その後には、唐の玄宗が一行阿闍梨を楊貴妃に近づいた疑いで流罪にし、その後に安祿山になやまされたことを語る。

さらに、「屈原、罪なくしていましめられしかば、汨羅の淵に身をなげ、邦術、犯しなくして罪をかぶりしかば、五月天に霜くだりき」など、讒言により失脚した臣下や、「夫差の五員をうしなふ末に、越王勾践にほろぼさる」など、臣下の諫を聞き入れなかった国王の事例が語られる。

このような事例を述べ、「政すなほならざるは、現当二世のたゞりに侍る事なり」として、正法によらない政によって現世・来世で罪報を受けることを説く。

その後、日本にもそのような事例は多くあるとして、僧位をめぐつて怨みを抱いた観算が雷となって藤原清貫と平希世らを殺したことを語り、続けて醍醐の説話となる。

又、公忠の弁よみがへりて、急ぎ参内して、「閻魔王宮にして、政をうらみて、延喜の帝をめして給ひ候へ」といふ声なん侍りつる」と奏しければ、俄かに延長と云ふ年号にかはりてこそ、とは申て侍るめれ。

閻魔王宮は醍醐天皇の政を正法ならざるものと判断したのであろうが、その政に不満を抱き冥界に召喚しようとしたという。このことを源公忠から聞いた醍醐は、延喜から延長に改元したという。

ちなみに、延長の改元は『日本紀略』の改元当日条によれば「水潦疾疫」が理由とされる（延長元（九二三年）閏四月十一日条）。しかし、改元前の同年三月二十一日に醍醐皇子保明親王の死について、「拳世云、菅帥靈魂宿怨所^レ為也」ともされ、改元後の四月二十日には道真の本官復位と正二位の追贈がされているため、道真の怨霊へ対処する意味もあったと考えられる。

『宝物集』では道真の姿はみられない説話となっているが、本話は『宝物集』以前には『江談抄』にみられており、そこには道真とされる冥界の人物が登場している。類聚本『江談抄』三においては次のように始まる説話となっている。

急死した公忠が家中の者たちに「私を参内させよ」と、やたらと熱心に告げたので、家人たちに扶助されながら参内し、醍醐に閻魔庁で見聞きしたことを奏上することになった。そして公忠が奏したことは、

初め頓滅の剋、覚えずして冥官に至る。門前に一りの人有り。一丈余り、紫の袍を衣て、金の書札を捧げ、訴へて云はく、『延喜の主の所為、尤も安からず』といへり。堂上に朱と紫を、紆へる者三十ばかりの輩有り。その中の第二座の者咲ひて云はく、『延喜の帝はすこぶるもつて荒涼なり。もしくは改元有るか』と云々。事了りて夢のごとく、たちまちに蘇生す⁽¹⁶⁾。

とのことであり、紫の袍を着た人物（新大系の注では『水言鈔』の説話配列からこの人物を菅原道真とする）、つまり道真が「延喜の帝が自分を左遷したことは実におもしろくない」と言つたという。さらに冥官の「第二坐の者」が「延喜の帝はすこぶる思慮にかけた振舞いをする。ひよつとすると改元があるか」と言つたという。この引用部の後に、醍醐がたちまちに改元したとして本話は終わっている。

『宝物集』では「閻魔王宮」の声の主について細かく記さないが、『江談抄』に拠つたならば道真となろう。また『宝物集』では、公忠の説話以前には中国において臣下が適切に処遇されなかつた事例が語られていた。そして、すでに醍醐は地獄道部で墮地獄説話が語られており、地獄に墮ちた理由として「無実をもつて菅原右大臣を流罪」とした罪が述べられていた。

とすれば、『宝物集』では声の正体は明確ではないが、閻魔王宮が「政をうらみて、延喜の帝をめして給ひ候へといふ声」を發した理由も、罪の無い道真を誤つて左遷したことに関わることを考えられる。

醍醐は政を改めなければ死亡して閻魔王宮で罪が問われ、最悪の場合には地獄に墮ちるかもしれない。本話における醍醐はこのような事態を恐れて改元したといえよう。

説話の解釈が長くなってしまったが、このように本話からは罪業による報いを恐れる天皇の姿が語られて、いることを確認しておきたい。

④天皇の往生について

『宝物集』が天皇の墮地獄や罪業について語っていることは確認してきたとおりであるが、同じく来世に関わることで天皇の往生に関する記述があることも確認したい。

まずは、一節で示した十二門第十一「法華経」(巻七)の清和天皇の説話を取り上げる。再度の引用は省略するが、ここでは先行する『江談抄』の類話にはみられない次の部分を示す。

さて後に、丹波国水の尾と云ふ所にこもりゐて、難行苦行し給ひき。悪念をもて廻向する、猶し、たがふ事なし。いはんや、往生極楽のために廻向せん人、たがふ事あるべからず。

第一節で引用した説話に続く部分であるが、清和は後に水尾山で「難行苦行」したといい、『法華経』の功德を廻向した三つ目の願であった「難行苦行して、後世の資糧にせん」ことが叶えられたことを語る。そして、「悪念」をもって法華経の功德を廻向したとしても全て願が叶うのだから、ましてや極楽往生のために功德を廻向する者の願が叶うことはいうまでもない、とする。

清和の「難行苦行」の記述は、おそらく『日本三代実録』元慶四（八八〇）年一二月四日条が基になっていると考えられる⁽¹⁷⁾。ここでは、清和は山林修行や巡礼、酒酢塩豉を断つなどの厳しい食事制限を行い、臨終には金剛陀羅尼を誦して西方を向き、結跏趺坐して定印を結び崩じたとされている。後に三善為康は本条を基にして『後拾遺往生伝』の下巻冒頭に清和天皇伝を載せている。

清和の「難行苦行」の記述が『日本三大実録』の記事に拠っているならば⁽¹⁸⁾、『宝物集』は明確には記していないものの、『後拾遺往生伝』と同様に清和は「難行苦行」により往生を遂げた人物として想定していると考える⁽¹⁹⁾。

次に十二門第十二「称念弥陀」（巻七）の記述を取り上げる。

ここには、日本において「弥陀を称念して極楽に往生したる人」の名前を挙げる部分があるが、そのなかに「花山院」と「先一条院」の名がみられる。

一条天皇は、すでに十二門第六「懺悔」（巻六）で往生を遂げた人物とされていた⁽²⁰⁾。一条が往生したと語られる前には、魏の文帝について「政すなほにして他の善なしといへども、往生の素懐をとげ給へり」とし、政が正法であつたため他の善は無かつたが往生を遂げたとしている。その後にも「政すなほ」であり民をいつくしんだ天皇が多く存在したといい、その例として仁徳天皇と一条を挙げ、一条については往生を遂げたとする。ここでは、『続本朝往生伝』にみられる一条朝に活躍した親王や大臣公卿以下の人物の記述があり、『宝物集』の一条の往生についての記述は同伝に拠っていると考えられる。一方で、花山天皇に関しては、院政期の往生伝の類にはその伝は見られていない。しかし、摂関期にあたる一一世紀前半の『楞嚴院廿五三昧結衆過去帳』⁽²¹⁾の中に、花山法皇伝が存在していることに注目

しておきたい。

『楞嚴院廿五三昧結衆過去帳』はその名の通り、比叡山横川の楞嚴院で催された廿五三昧会の会衆の過去帳で、五十一名の会衆を没年順に並べて生没年を記し、往生業が顕著な十七名の会衆についてはその行業が記されている。廿五三昧会は源信の『往生要集』に影響されて発足した念仏集団とされる⁽²²⁾。なお、この過去帳について書写者の慶政は、源信が書き始め、その没後に覚超が書き継いだものとする説を記している。

この過去帳に収録されている花山法皇伝には、

花山法皇〈寛弘五年二月八日崩御生年四十一〉

捨金輪位、作沙門形、忝至尊之叡質、暫為一結之等侶、彼時結衆扞一勝地、各立一卒堵婆、以占墳墓之处、降綸旨云、現世昇沈上下雖隔、菩提依正、彼我何異、我与汝等、欲同事矣、即依宣旨、二十五中心、立御願卒堵婆了、今依遣詔、以御骨奉安置彼处也、仙骨俗骨共契東山之暮雲、聖靈凡靈同期西方之曉月、御願之旨深以隨喜、抑聖靈歸花城、而遷化、御臨終事難知、和光同塵、形迹不定、示善現惡、凡情叵測、大権方便、不可輕議者也、

とある。ただし、往生したかどうかについては、「而遷化、御臨終事難知、和光同塵、形迹不定、示善現惡、凡情叵測、大権方便、不可輕議者也」とあり、凡人には測り難く軽々しく論じてはならないとして明言を避けている⁽²³⁾。

しかし、花山は念仏集団廿五三昧会の「一結之等侶」となり、過去帳に往生業が顕著であった人物とみなされてその伝が記されていた。この事実に拠って『宝物集』は花山を「称念弥陀」によって往生した人物と明記したのではないだろうか。源信の『往生要集』は『宝物集』に強く影響を与えているとされている⁽²⁴⁾。康頼はその源信の著とされた『楞嚴院廿五三昧結衆過去帳』を見て花山を往生者とみなしたと考える。

おわりに

以上、本稿では『宝物集』における天皇の記述について検討してきた。本稿での各説話の検討を総合し、次のようにまとめておく。

『宝物集』では天皇も六道において苦を受ける存在とされ、成仏のための十二門の道のいずれかを行うことで成仏・往生するとされていた。人間として苦を受け、十二門のいずれかで仏となるとされることは、他の者と区別はなかった。こうした天皇観は、卷二の先頭の「普安王のさとし」にみられる、「前世に十善を守った功德によって生まれる国王だとしても、あくまで現世のはかない存在であり、仏法に帰依して成仏を目指すべきである」という国王観に通ずるといえよう。

一方で、日本の人間の中では最も前世の戒力があるとされ、最も「めでたき」存在ともされ、他の人間とは一線を画す存在とされているようにもみられた。

本稿で検討してきた天皇に関する記述が、「人間にとってこの世における最勝の宝は仏法であり、苦の世界である六道から脱け出して成仏すべきである」ことを示すための例証として『宝物集』で用いられている意味を次のように考えておきたい。

現世で最も優れた存在である天皇も生老病死の苦を受け、生前に罪を作れば来世では地獄に墮ちる。だからこそ天皇の地位を捨てて修行したり、造寺造仏を行ったり、正法によつて国を治めたりして、功德を積んで六道を離れて成仏しようとする。日本の人間の中で最勝の存在である天皇ですらこのようであるから、それ以下の人間はいうまでもなく仏法に思いをかけて成仏のための道を行うべきである、と読者に説く意味があつたと考える。

また、『宝物集』は作品の筋書きに合わせて天皇の前世、現世における功德や罪業、来世に関するエピソードを採り込み、天皇を輪廻転生の世界の中に完全に組み込んでいた。管見の限りこれまで『宝物集』という一つの作品内において、天皇の三世が漏れなく語られ、明確に輪廻転生する存在と位置付けられていることは注意されていなかったように思われる。

天皇を輪廻転生する存在として明確に語り始められるのが院政期、特に大江匡房（一〇四一—一一一一年）の時代であるとすれば、天皇を輪廻転生する存在として捉えることが、約一世紀を経て貴族の間に浸透していた⁽²⁵⁾ことを『宝物集』の記述は示しているのではないだろうか。こうした天皇観を有する作品が平安時代から鎌倉時代に移行する時代の転換期に成立したことの意味については、今後の課題として考えていきたい。

〔註〕

- (1) 小泉弘編『宝物集 中世古写本三種』(古典文庫、一九七一年)、同『古鈔本寶物集 研究編』(角川書店、一九七三年)。小泉氏は著者平康頼はまず「一巻本を書いたとする。さらに第二種七巻本も康頼自身の改稿によるもので、これは『千載和歌集』の成立(文治四(一一八八)年四月二十二日)以前に完成していたとする。
- (2) 山田昭全『宝物集 解説』(小泉弘ほか校注『宝物集 閑居友 比良山古人霊託』所収、岩波書店、一九九三年)。
- (3) 前掲注(2) 小泉弘ほか校注文獻。
- (4) 一巻本は宮内庁書陵部蔵本を翻刻した小泉弘「宮内庁書陵部蔵『寶物集』翻刻」(『国学院女子短期大学紀要』六、一九八八年三月)、二巻本は北海道大学付属図書館蔵本を翻刻した追塩千尋・北海道説話文学研究会「北海道大学付属図書館蔵 二巻本『宝物集』校訂本文」(『北海学園大学人文論集』三七、二〇〇七年一〇月)、片仮名古活字三巻本は静嘉堂文庫蔵本を底本とする山田昭全ほか編『宝物集』(おうふう、一九九五年)による。
- (5) 吉原浩人「日本往生極楽記と院政期往生伝―天皇の往生をめぐる―」(本田義憲ほか編『説話の講座 第四巻 説話集の世界―古代―』所収、勉誠社、一九九四年、一三三頁)。
- (6) 筆者は吉原氏の論などに導かれながら、一二世紀に天皇の前世についての説話が展開することに注目し、それが天皇権威の変化に関わる現象と考えたことがある(拙稿「院政期の天皇前世説話について」(『北海学園大学人文論集』七一、二〇二二年八月)。
- (7) 以下、康頼については、橘純孝「平康頼伝考」(『大谷學報』二二―一、一九三二年一月)、山田昭全「平康頼伝記研究」(同「山田昭全著作集 第2巻 宝物集研究」所収、おうふう、二〇一五年、初出一九七五年) 参照。
- (8) 『国史大辞典』「中原氏」の項参照。
- (9) 山田昭全「平康頼の資料蒐集と処理方法―『宝物集』の場合―」(前掲注(7) 山田昭全文献所収、初出一九八〇年)。
- (10) 醍醐天皇の墮地獄と高丘親王の歌をセットで語るのは、中世の説話集では『十訓抄』と『沙石集』に継承されている。
- (11) 以下、三巻本は静嘉堂文庫蔵本を底本とする山田昭全ほか編『宝物集』(おうふう、一九九五年) による。
- (12) 三巻本上巻では、「是迄八命アラバ、又古郷へ帰ル事モ有ヌベシ。永命ニ及フ恨ミモ多ク侍メリ」とする。
- (13) 田中徳定氏はこの源信の説話から、「現世の天皇を、前世の戒行による転生と捉える視点」と「現世においてこそ

身分の差はあるものの、それは前世における戒行の結果であつて、前世にあつては天皇は大臣公卿以下の人々と差別がない」とする考えを読みとつている（田中徳定「十善の君」考―天皇の前世をめぐる問題と関連させて―）（水原一編『古文学の流域』所収、新典社、一九九六年）。

(14) 類聚本『江談抄』三によれば、「清和太上天皇、先身は僧為り。件の僧、内供奉十禅師を望む。深草天皇は補せしめんと欲ひたまふ。しかるに善男奏してもつて停む。件の僧、悪心を発し法華經三千部を読み奉る。願に云はく、「千部の功力をもつて、当生によりしく帝王と為るべし。千部の功力をもつて、善男のためにその妨げを成すべし。残りの千部の功力をもつて、まさに妄執を蕩して苦を離れ道を得べし」と。この僧、命終して幾程もなく、清和天皇誕生したまふ。童稚の齡為りといへども、先世の宿縁に依り、事に触れて善男を悪ましめたまふ。善男その気色を見て修験の僧を語らひ得て、如意輪法を修せしむ。よりてすなはち寵を成せり。しかれども宿業の答ふところ、事に坐して罪に至る」とある。

(15) 前掲注(2) 小泉弘ほか校注文獻二六〇頁注四。

(16) 『江談抄』の引用は新日本古典文学大系本（後藤昭雄ほか校注『江談抄 中外抄 富家語』（岩波書店、一九九七年）による。

(17) 前掲注(6) 拙稿。

(18) 『後拾遺往生伝』の成立は、同じく為康著の『拾遺往生伝』の成立後一一一三年から為康の没年一一三九年の間とされる。そのため、『後拾遺往生伝』は『宝物集』の成立時には存在していたと考えられるが、巻七の「称念弥陀」で挙げられる「弥陀を称念して極楽に往生する事」を記した書名の中には「三善為康拾遺往生伝」とあるが、『後拾遺往生伝』の名はみられない。

(19) 一巻本では十二門第一「道心」に、「清和天皇ハ、十善之位、万機之政ヲステ、山林流浪シテ、水尾丹後之国ニ有トイフトコロニコモリキタマヒニキ」とある。また、三巻本では清和の前世の僧の三つ目の願を「我終ニ仏道ヲ成サン」とし、清和の修行とその評を次のように記している。「御門未ダ若クヲワシマシケレドモ、道心ヲ発シ、御出家有テ、水尾ト云処ニ籠リ居サセ給テ、イミジク行ナヒスマサセ給ヒケリ。彼御誓ヒ三ニ別テ、廻向シ給ヒケル。一モ不違遂サセ給ヒケル事ヲ思ニ、法華經ノイミシキタメシ云ハカリナシ。カ、ルタメシ多ク侍レドモ、難申尽。

トク／＼此經ヲ修行シテ仏道ヲ遂サセ給フベキ也」。三卷本によれば、清和は前世の願に違ふことなく修行を積んで仏道を成就した人物になっているといえよう。

(20) 『続本朝往生伝』から一条朝に活躍した親王や大臣公卿以下の人物の記述が引用されており、『宝物集』の一条の往生についての記述は同伝に拠っているといえる。

(21) 序文は長和二(一〇二二)年に記されており、最末の伝は長元七(一〇三四)年没の覺超である。

(22) 平林盛徳「資料紹介 楞嚴院廿五三昧結衆過去帳」(『書陵部紀要』三七、一九八六年二月)。花山法皇伝の引用もこれによる。

(23) 前掲注(5) 吉原浩人文献。

(24) 前掲注(9) 山田昭全文献。

(25) 大隅和雄氏は時期について明言していないが、「貴族の中には、因果と輪廻の思想をもとにして、自分のありかたを考えようとする者が現れ(中略)貴族社会に仏教の教えが浸透するにつれて、天皇だけが因果と輪廻の外にあるという考え方、つまり天皇だけは仏教の理法の外にあるという主張を高く掲げることがむづかしくなった」(大隅和雄「総論―因果と輪廻をめぐる日本人の宗教意識―同編『大系 仏教と日本人 四―因果と輪廻』所収、春秋社、一九八六年)とする。

